

## 請 願 書

(請願名)

西宮浜 跳ね橋の猫の管理に関する捕獲用ハウス等の存続についての請願

紹 介 議 員

---

(請願趣旨)

西宮浜の跳ね橋付近では、阪神淡路大震災の被災者用仮設住宅が使用されていた頃から、その居住者等による恣意的な猫への餌やりにより猫が増え始め現在に至ったと聞き及んでいます。

10年以上前から個人で猫の不妊(=避妊、去勢)手術を行っていた市民もいたようですが、猫の数が減る顕著な効果はみられなかったようです。そこで数年前から、有志の方々が協力し、野良猫の多さと糞などによる環境への悪影響を改善しようと、簡易の猫小屋(=捕獲用ハウス等)を設置し、餌を与える事で猫を集め、管理するようになりました。

管理として、TNR(捕獲→不妊手術→元の場所に放す)、猫トイレの設置、掃除等の活動を行っています。

結果として徐々に猫は減ってきており、野良猫を限りなくゼロに近づける活動推進になっています。

西宮浜において、いわゆる地域猫活動(以後、本活動という)を続けてまいりましたが、平成30年3月31日までに捕獲用ハウス等を撤去するよう、西宮市土木局道路公園部公園緑地課より通達がありました。(土地の利用は平成26年6月に許可されています)

猫は愛護動物としてみだりに殺したり、傷つけたりすることが禁止されています。また、野良猫の問題は、地域の環境問題であると共に、猫の飼い主や餌を与えるだけの方々のマナーの問題でもあります。

本活動は「猫の問題」であると同時に「地域の環境問題」でもあり、地域での活動として、その方法を考える必要があります。「地域猫」に対する給餌・給水行為は、恣意的な餌やり行為とは異なります。給餌・給水の場所や方法は決められ、糞の処理や周辺の清掃など猫による迷惑を防止するための一定の管理も行われます。不妊措置により飼い主のいない猫の数が減ることが抑えられます。

兵庫県では、平成5年に「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現を目指しています。また、平成29年3月に「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」が策定され、地域や猫が置かれている状況に応じた方法で数を減らしていくことが必要とされています。その取組みのひとつとして、地域猫活動が示されており地域猫活動には、野良猫の状況把握、管理された餌やりトイレ設置そして野良猫を増やさないための不妊手術が欠かせません。「飼い主のいない猫の総数を減らすためには、不妊措置の実施だけではなく、その後の給餌等を含めた環境のコントロールが必要である」とも明記されています。

西宮市による「所有者のいない猫不妊手術助成金交付制度」もありますが、地域でのボランティア活動だけでは限界があり、県や市、各自治会・町内会も含めて対応すべき問題と考えます。

西宮市の猫殺処分数は、他の都市に比較して大幅に減少しています。理由として100名を超える地域猫活動員の活躍に負うところが大きいと考えます。

そういった状況においても、残念ながら西宮浜跳ね橋付近は野良猫が多く、また、猫を捨てに来る市民もいます。(猫を捨てる事は遺棄という犯罪です)

さらに、現在、恣意的な猫の餌やりを行う市民も近隣に見受けられることから、捕獲用ハウス等を撤去した場合、猫の捕獲がさらに難しくなり、結果として猫が増える可能性が大きいと考えます。

本活動を効率的に続けるには、猫の餌場を確保し猫を捕獲しやすいように人に馴れさせ、捕獲し、管理するための場所が不可欠です。

つきましては、西宮浜の猫の管理のための捕獲用ハウス等設置の存続について早急に改善策を講じていただくよう、以下の事項について要望します。

(請願事項)

- 1 市に対し、西宮浜跳ね橋周辺の猫の管理のための捕獲用ハウス等の適正な設置場所を講じ、これまでどおりに地域猫活動が継続できるように要請します。

平成29年12月 日

西宮市議会議長 様